

## 中国における特・実同日出願のすすめ

2013年01月21日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

中国においては、出願人は、同一発明について特許出願と実用新案登録出願とを同日に中国特許庁にファイルすることが可能です。この場合、通常は実用新案が先に登録され、他に拒絶理由がなければ特許出願の実体審査段階で出願人に既に登録されている実用新案権か、あるいは審査中の特許出願のいずれか一方を選択すべき旨が命じられます。

中国においては、同一の技術的思想に係る発明および考案について、同日に出願し、且つ、それぞれの申請書類にその旨を陳述することによって、特許出願および実用新案登録出願を同日に出願することが認められています。この制度を利用することによって、**権利空白の期間の期間を短くする**と共に、**権利行使をより早期に行う**ことが可能となります。

以下に、実用新案のメリットについて説明し、その後、特・実の同日出願の手続、効果、メリットとデメリット、及び留意事項について説明します。

### 【全10頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.